



障害のある人の働きたい意欲や社会参加の希望を実現し、
生きがいを持って暮らせる地域づくりのために

障害福祉サービス事業所紹介

みかんの丘あけぼの (就労継続支援A型)

平成25年4月にできた新しい事業所です。
利用者が、お菓子の製造販売を通して社会に貢献することで最低賃金が保障
できる雇用の場を目指しています。
ここでの就労経験を通して一般企業への就労希望が生じた場合は、法人内
の各事業所と連携して一般企業への就労支援も積極的にいきます。

お菓子は、地域農業への貢献という想いで開発した地域の特産野菜を使ったもので、
販売店「みかんの丘」も、6月25日にオープンしました。(営業時間は、平日の11:00~17:00)
地元産のニラや玉ねぎ、トマトなどの新鮮な野菜と安心できる素材で作った気取りのないお菓子は、県内外のお客様より好評です。ぜひお気軽にお立ち寄りください。

- データ**
- ◆定員 10名 (現在登録 6名)
 - ◆作業日 月~金曜日 (行事等により変更有り)
 - ◆作業時間 9:00~16:00
- 問い合わせ
みかんの丘あけぼの ☎50-6566

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して



アレルギー対応など機能に特化したお菓子や農産加工品の開発販売なども予定しています。



いきいき (生活介護事業所)

入浴・活動・機能訓練(支援員による訓練、
物理療法・歩行訓練・ストレッチ)・音楽療法
士による音楽療法を行っています。
絵を描いたりワープロを使用し手紙を書くなどの個別活動をはじめ、ショッピングや遠足など、利用者の希望を取り入れた野外活動にも取り組んでいます。

- データ**
- ◆定員 20名 (現在登録 19名)
 - ◆対象者 身体・知的障害者 (区分3~6) ※区分2は50歳以上
 - ◆営業時間 10時~16時(土・日祭日、12/29~1/3まで休み)
- 問い合わせ
いきいき ☎55-2888



居宅介護・重度訪問介護・同行援護等のサービス提供事業所を紹介します

事業所名	対象者	提供するサービス
ホームヘルパーステーションはまゆう ☎57-3125	身体・知的・精神障害者	居宅介護・重度訪問介護
障害者福祉サービス事業所ふれあいの里 ☎57-7302	身体・知的・精神障害者及び障害児	居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護
ヘルパーステーションかがみ ☎57-1103	身体・知的・精神障害者	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーション白岩 ☎56-1401	身体・知的・精神障害者及び障害児	居宅介護・同行援護

障害のある方の自宅などにヘルパーが訪問して、家事や身体の介護等を行います。また、視覚障害のある方の外出支援(同行援護)を行います。対象となる障害種別やサービスの種類等の詳しくは各事業所にお問い合わせください。

特定健診の受診をお急ぎください



市では、6月から特定健診を実施
していますが、受診はもうお済
みでしょうか？
年に一度は特定健診を受診し、ご自
分の体をチェックしましょう。健診結
果を確認して生活を見直して、大きな
病気を防ぐことが大切です。

特定健診受診券の有効期限は、来
年の1月末です。これを過ぎる
と、今年度の特定健診は受診できま
せん。まだ受診されていない方は受
診券・問診票・保険証を持参の上、集
団健診もしくは医療機関で必ず受診
しましょう。

集団健診は11月で終了しますの
で、下表を参考にお早目に受診
してください。



本年度最後です。
受け忘れないように！

集団健診の日程

日程	受付時間	場所	セット 検診
11.13 水	9:00~11:00	のいちふれあいセンター	肺(※)
14 木	13:30~15:00		
15 金	9:00~11:00	夜須大峰の里	胃・肺
25 月		赤岡保健センター	胃・肺
26 火		香我美保健福祉センター	胃・肺

★10月は集団健診はありません。
★がん検診とセットで受診できます。胃・肺がん検診を受診できなかった方は、この機会にぜひご利用ください。
※肺がん検診(11月13日・14日)の会場は、香南市役所駐車場です

年齢別の健診方法・料金など

対象年齢	健診料金	健診方法	持参するもの	問い合わせ
20~39歳 (健康診査)	無料	集団健診のみ	特になし	健康対策課 ☎57-7516
40~74歳 (特定健診)		集団健診 または 医療機関で個別健診	受診券・問診票 保険証	健康対策課 または 市民保険課
75歳以上(※) (健康診査)		集団健診 または 医療機関で個別健診	受診券・問診票 保険証	市民保険課 ☎57-8506

★個別健診のできる委託医療機関など、詳しくはお問い合わせください。
★国保以外の方は、受診券のことなど加入先の医療保険者にお問い合わせください。
★生活保護費を受給されている方で、受診を希望される方は健康対策課までご連絡ください。
※75歳以上の方で、生活習慣病の通院治療中の方は対象外となります。